

火災に遭われた方へのご案内



被災された皆さまに対しまして、心より
お見舞い申し上げます。

この冊子は、被災後の生活再建の一助と
なるよう、各種手続きに関してまとめた
資料です。

参考としてお役立てください。

徳島市

令和8年4月

目 次

<これからの手続のために>

- 1 被災証明書の申請・発行【徳島市東消防署・徳島市西消防署】…………… 1

<火災後に受けられるサービス>

- 2 災害見舞金・災害弔慰金の給付【健康福祉政策課】…………… 2
- 3 生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）【徳島市社会福祉協議会】…………… 3
- 4 生活福祉資金貸付制度（福祉資金）【徳島市社会福祉協議会】…………… 4
- 5 共同募金緊急配分金制度【徳島県共同募金会徳島市支部】…………… 5
- 6 就学援助の申請【徳島市教育委員会 学校教育課】…………… 6
- 7 市営住宅の入居申し込み【住宅課】…………… 7

<料金の減免や証明類の再発行>

- 8 火災によるごみの処理手数料の減免【環境政策課】…………… 8
- 9 住民税（市民税・県民税）の減免【市民税課】…………… 9
- 10 固定資産税・都市計画税の減免【資産税課】…………… 10
- 11 国民健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証、
限度額適用・標準負担額減額認定証などの再発行、一部負担金減免
【保険年金課】…………… 11
- 12 国民健康保険料の減免【保険年金課】…………… 12
- 13 国民年金保険料の免除（特例申請）【保険年金課】…………… 14
- 14 年金・給付金受給者等の支給停止の解除【保険年金課】…………… 15

15	後期高齢者医療保険の各証の再発行 (資格確認書、資格情報のお知らせなど) 後期高齢者医療保険料の減免・猶予、一部負担金の減免【保険年金課】	16
16	介護保険料・利用者負担額の減免【高齢介護課】	17
17	障害者手当特例措置【障害福祉課】	18
18	母子父子寡婦福祉資金貸付【こども家庭センター】	19
19	児童扶養手当特例措置【子育て支援課】	20
20	保育料の減免【子ども保育課】	21
21	マイナンバーカードの再交付【住民課】	22
22	印鑑登録(焼失・紛失における印鑑の再登録)【住民課】	23
23	国民年金保険料の納付書 年金証書や基礎年金番号通知書などの再交付【保険年金課】	24
24	子ども医療費・ひとり親家庭等医療費受給証の再発行【子育て支援課】	25
25	災害等により年金関係の郵便物が届かないときなどのご相談【保険年金課】	26
26	市立図書館の貸出資料弁償免除【はこらいふ図書館】	27

<これからの生活のために>

27	暮らしの相談【市民生活相談課】	28
28	その他の連絡先	30

1 被災証明書の申請・発行

お問い合わせ先 徳島市東消防署 電話 088-656-1195

徳島市西消防署 電話 088-631-0119

被災証明書は、火災で被害に遭われた方に対して、被害にあったことを証明するものです。各種手続きをする際に必要となる場合があります。

1 申請場所

- (1) 徳島市東消防署：徳島市新蔵町1丁目88番地
- (2) 徳島市西消防署：徳島市庄町1丁目76番地の3

※ 申請される場合は、事前に上記消防署までお問い合わせください。

2 申請できる方

- (1) 被災されたご本人
- (2) ご本人以外の方 ※

※ ご本人以外の申請の場合には、委任状（要押印）又はパートナーシップ宣誓書受領証が必要となります。

3 必要な書類等

- (1) 申請者の身分証明書（運転免許証等）
- (2) 火災で身分証明書が焼失した場合は、事前にご相談ください。
- (3) 手数料：1部200円

※ 手数料減免が適用される場合がありますので、事前にお問い合わせください。

2 災害見舞金・災害弔慰金の給付

お問い合わせ先 健康福祉政策課
電話 088-621-5175

火災により住居に損害を受けた方、またはそのご遺族に対し、災害見舞金または災害弔慰金を給付します。

消防局からの被災情報により、健康福祉政策課から火災に遭われた方にご連絡のうえ給付しますので、申請等の手続きは不要です。

1 給付対象者

現に生活の本拠として居住している徳島市内の住居が火災に遭われた世帯の方またはそのご遺族

2 災害見舞金・災害弔慰金の額

- (1) 全損 1世帯につき 1万円
- (2) 半損 1世帯につき 5千円
- (3) 死亡 1人につき 2万円

3 被害の判定

消防局の調査により決定します。

3 生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）

お問い合わせ先 徳島市社会福祉協議会
電話 088-625-4356

火災等被災によって生活費が必要となった方に対し、一時的な生活資金を貸し付ける制度です。

1 申請窓口

徳島市社会福祉協議会

住所：徳島市沖浜東2丁目16番地 ふれあい健康館3階

電話：088-625-4356

※ 詳細については、徳島市社会福祉協議会までお問い合わせください。

2 申請できる方

低所得世帯であって、その世帯の生計中心者となる方

※ 世帯の考え方

住民票上では世帯分離を行っていても、同一家屋で同居し生計を一にしている場合については、実態上、同一世帯として判断します。

3 必要な書類等

- (1) 官公署発行の被災証明書
- (2) 社会福祉協議会が指定する書類（申請書、住民票、所得証明書など）

4 生活福祉資金貸付制度（福祉資金）

お問い合わせ先 徳島市社会福祉協議会
電話 088-625-4356

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害及び火災等自然災害以外の場合において、臨時に必要なとなる資金を貸し付ける制度です。

1 申請窓口

徳島市社会福祉協議会

住所：徳島市沖浜東2丁目16番地 ふれあい健康館3階

電話：088-625-4356

※ 詳細については、徳島市社会福祉協議会までお問い合わせください。

2 申請できる方

低所得世帯であって、その世帯の生計中心者となる方

※ 世帯の考え方

住民票上では世帯分離を行っていても、同一家屋で同居し生計を一にしている場合については、実態上、同一世帯として判断します。

3 必要な書類等

- (1) 官公署発行の被災証明書
- (2) 業者の見積書（住宅の復旧、家財購入の場合など）
- (3) 社会福祉協議会が指定する書類（申請書、住民票、所得証明書など）

5 共同募金緊急配分金制度

お問い合わせ先 徳島県共同募金会徳島市支部
(徳島市社会福祉協議会内)
電話 088-625-4356

火災等により、住家が全壊、全焼等した場合に、共同募金緊急配分金を交付する制度です。

1 申請窓口

徳島県共同募金会徳島市支部 (徳島市社会福祉協議会内)
住所：徳島市沖浜東2丁目16番地 ふれあい健康館3階
電話：088-625-4356

※ 詳細については、徳島市社会福祉協議会までお問い合わせください。

2 交付基準

自然災害及び火災により住家が全壊、全焼（自己放火による場合を除く）、流出及びこれに伴い死者または行方不明者があった場合

3 基準額

- (1) 被災により直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対しては、
1世帯当たり2万円以内
- (2) 災害により死者または行方不明者があった場合は、
1名当たり3万円以内

4 配分金の申請

各地区の支会から、徳島市支部を通じて、徳島県共同募金会に申請します。

6 就学援助の申請

お問い合わせ先 徳島市教育委員会 学校教育課
電話 088-621-5414

火災で被害に遭われた市民の方で、小中学生のお子様がいらっしゃる場合、学用品費等が支給される就学援助制度が適用される場合があります。

1 援助を受けることができる方

原則として、徳島市に住所を有する児童生徒の保護者で、徳島市教育委員会が交付を必要と認定した方。

2 申請方法

お子様が通学している学校へ、就学援助申請書を提出してください。

※ 申請書は学校教育課もしくは学校にあります。

3 必要書類

必要に応じて被災証明書等の書類を提出していただきます。

詳しくは、学校教育課の就学援助担当までお問い合わせください。

7 市営住宅の入居申し込み

お問い合わせ先 住宅課
電話 088-621-5286

市営住宅の入居は、原則として公募によるものとされていますが、火災によって住宅を失うなどの被害にあい、すぐにでも住居が必要な方は、公募によらずに市営住宅へ入居の申し込みをすることができます。

1 入居できる方

次の資格をすべて満たしている人

- (1) 徳島市内に住所又は勤務先があること。
- (2) 収入が定められた基準に該当すること。
- (3) 過去に市営住宅の家賃滞納がないこと。
- (4) 暴力団員でないこと。
- (5) 単身者の方には、別途要件があります。

2 手続き

個別に対応させていただいておりますので、まずは住宅課にご相談ください。

3 問い合わせ先

徳島市役所本館 4階 住宅課管理係 (電話 088-621-5286)

8 火災によるごみの処理手数料の減免

お問い合わせ先 環境政策課

電話 088-621-5216

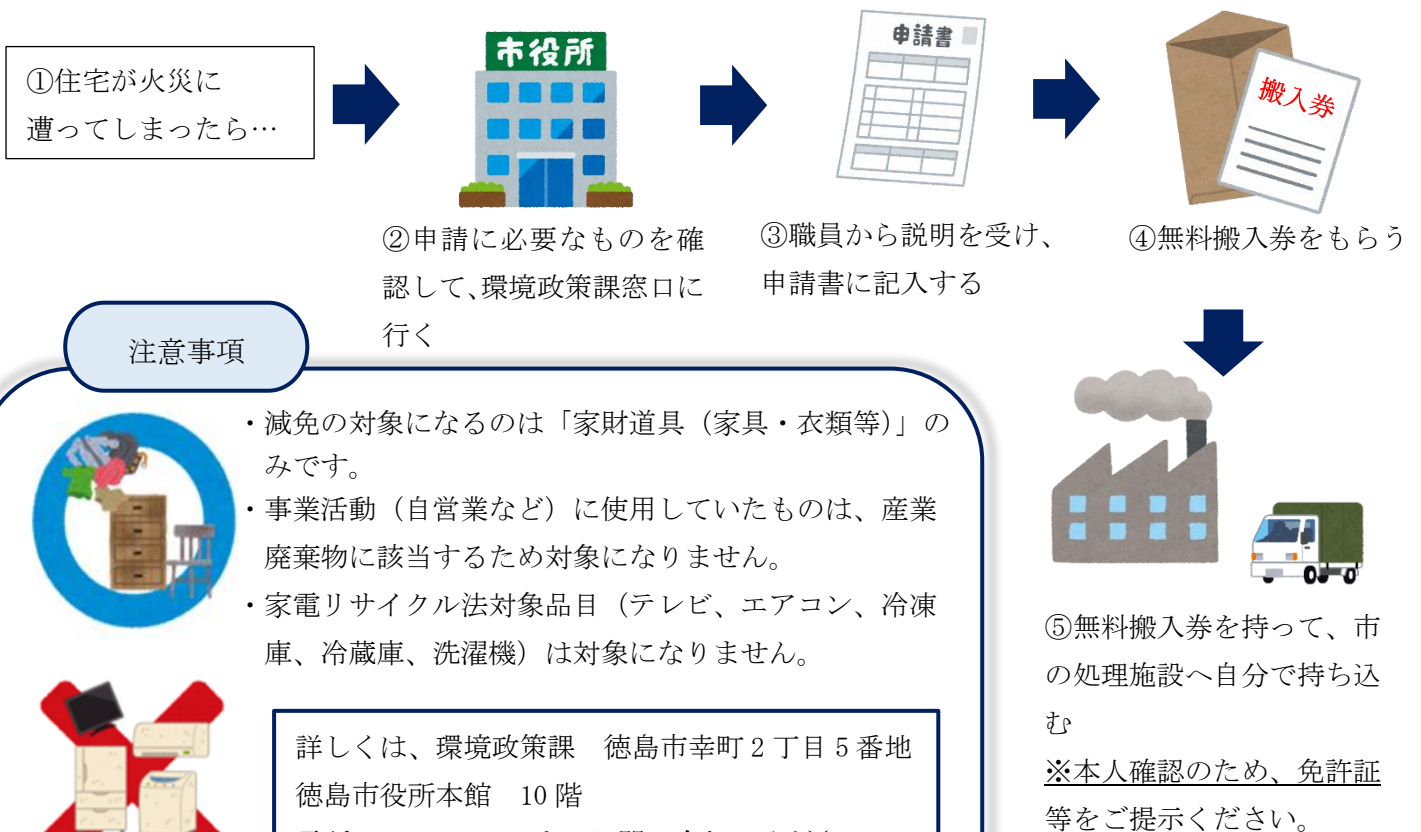
火災に遭われた家庭から出る家財道具を市のごみ処理施設に直接持ち込む場合、処理手数料が減免される場合があります。

1 申請に必要なもの

- (1) 被災証明書または火災の証明ができる新聞記事もしくはその写し
- (2) 印鑑

2 申請の流れ

徳島市役所本館 10階 環境政策課へ



9 住民税（市民税・県民税）の減免

お問い合わせ先 市民税課

電話 088-621-5063～5065

納税義務者の所有する住宅または家財が火災により被害を受けた時は、申請により住民税（市民税・県民税）が減免される場合があります。

1 申請場所

徳島市役所本館 2階 22番窓口

2 申請できる方

被災されたご本人及びその同一世帯員

3 申請に必要なもの

- (1) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (2) 被災証明書
- (3) 被害額がわかる書類等
- (4) 保険金等の支払いがある場合は、その額が確認できる証明書等

※ 火災により必要書類等が揃わない場合は、事前にご相談ください。

10 固定資産税・都市計画税の減免

お問い合わせ先 資産税課
電話 088-621-5072・5073

火災減免は、所有している固定資産（家屋及び償却資産）が火災により損害を受けた場合、申請によりその損害規模に応じて固定資産税の減免を行うものです。

1 申請場所

徳島市役所本館2階 資産税課

2 申請できる方

固定資産の所有者（納税義務者）あるいは納税管理人・相続人代表

※ 上記以外の方の申請の場合には、委任状（要押印）が必要となります。

3 減免範囲

- (1) 全焼（3分の2以上の焼失）…………… 全額免除（未到来納期分について）
- (2) 半焼（3分の1以上3分の2未満の焼失）… 2分の1軽減（未到来納期分について）

4 必要書類等

- (1) 固定資産税等減免申請書（資産税課より発行）
- (2) 被災証明書（消防署発行のもの）
- (3) 申請者の身分証明書（運転免許証等）
- (4) 減免の適用を受けようとする資産の明細（固定資産課税明細書の写し等）

※ なお、未納がある場合や当該年度の固定資産税・都市計画税が納期限内に納入されない場合は減免が取り消しとなる場合があります。

11 国民健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ、 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額 認定証などの再発行 一部負担金減免

お問い合わせ先 保険年金課
電話 088-621-5157 (国保係)
電話 088-621-5159 (給付係)

火災により国民健康保険の上記各証を紛失した場合は、再発行
します。

1 申請場所 (徳島市役所本館 1 階 保険年金課)

- (1) 資格確認書・資格情報のお知らせ：国保係 9 番窓口
 - (2) 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証など：給付係 7 番窓口
- ※ 支所では申請できません。

2 申請できる方

紛失したご本人及びその同一世帯員

※ 別世帯の方が申請される場合は、紛失したご本人またはその同一世帯員からの再交付申請に
関する委任状が必要です。

3 必要な書類等

申請者の本人確認書類 (運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)

※ 火災で本人確認書類が焼失した場合は、事前にご相談ください。

4 一部負担金減免 (給付係 7 番窓口)

火災などの特別な理由により、医療費の負担が困難となった世帯に対し、一部負担金
(病院での窓口負担) の減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

12 国民健康保険料の減免

お問い合わせ先 保険年金課
電話 088-621-5157

居住している住宅または家財が火災に遭われた国民健康保険加入者は、世帯主及び同一世帯員からの申請により国民健康保険料が減免される場合があります。

1 減免対象者

- (1) 居住している住宅または家財等に 3/10 以上の損害（保険金、損害賠償金等により補てんされる額を除く。）を受けた人
- (2) 前年中の世帯の合計所得が 1,000 万円以下の人

2 申請場所

徳島市役所本館 1 階 保険年金課 国保係 9 番窓口

※ 支所では申請できません

3 申請できる方

被災されたご本人及びその同一世帯員

※ 別世帯の方が申請される場合は、被災されたご本人からの国民健康保険料の減免に関する委任状が必要です。

4 必要な書類等

被災証明書、本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

※ 火災で本人確認書類が焼失した場合は、事前にご相談ください。

5 減免内容及び減免割合

事由発生月以降最大6ヶ月間の保険料相当額について損害に応じて免除減免割合は下記のとおりです。

(1) 全焼または全損

前年中の世帯の合計所得	減免割合
500万円以下	全部
750万円以下	50%
750万円を超えるとき	25%

(2) 一部焼失または一部損失

前年中の世帯の合計所得	減免割合
500万円以下	50%
750万円以下	25%
750万円を超えるとき	13%

13 国民年金保険料の免除（特例申請）

お問い合わせ先 保険年金課
電話 088-621-5162

国民年金被保険者が、火災により被保険者の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価額の概ね2分の1以上の損害を受けたときは、申請により国民年金保険料が免除になることがあります。

なお、手続き内容によっては、年金事務所をご案内する場合があります。

1 申請場所 (1) (2) のいずれか

(1) 徳島市役所本館1階 11番窓口

※ 損害発生後に引っ越しされた場合は、申請時点で住民票を置いている市区町村が申請窓口になります。

(2) 日本年金機構（年金事務所）

徳島北年金事務所 徳島市佐古三番町1-2番8号 電話 088-655-0200（自動音声②→②）

徳島南年金事務所 徳島市山城西4丁目4-5番地 電話 088-652-1511（自動音声②→②）

2 申請できる方

(1) ご本人

(2) ご本人以外の方 ※原則として委任状が必要です。

3 申請に必要なもの

(1) 本人確認ができるもの

※ 被災証明書（写）で可、代理人が行う場合は不要

(2) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書または国民年金保険料学生納付猶予特例申請書

(3) 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届

(4) 被災証明書の写し

(5) 保険給付等がある場合は、保険金・損害賠償金等が確認できる証明書（写）

(6) 基礎年金番号が分かるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書など）

(7) 学生の場合は、在学期間が分かる学生証（写）または在学証明書

※ 代理人が申請（相談）する場合は、(1)を除く上記に加えて

(8) 委任状

(9) 代理人の本人確認ができるもの

14 年金・給付金受給者等の支給停止の解除

お問い合わせ先 保険年金課
電話 088-621-5162

年金・給付金の受給権者等（※）のうち、所得があるために一部又は全部が支給停止されている方で、災害により住宅、家財又はその他の財産について概ね2分の1以上の損害を受けた場合は、申請により、その損害を受けた月から翌年7月までの支給停止が行われません。

なお、翌年になってから、前年（被災した年）の所得が所得制限額を超えていたことが判明した場合は、損害を受けた月まで遡って支給停止が行われます。

また、手続き内容によっては、年金事務所をご案内する場合があります。

※ 対象となる年金・給付金の受給権者等

- ・ 20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者（年金コード 2650.6350）
- ・ 特別障害給付金の受給資格者
- ・ 老齢福祉年金の受給権者

1 申請場所 (1) (2) のいずれか

- (1) 徳島市役所本館1階 11番窓口
- (2) 日本年金機構（年金事務所）

徳島北年金事務所 徳島市佐古三番町12番8号 電話 088-655-0200（自動音声①→②）

徳島南年金事務所 徳島市山城西4丁目45番地 電話 088-652-1511（自動音声①→②）

2 申請できる方

- (1) ご本人
- (2) ご本人以外の方 ※原則として委任状が必要です。

3 申請に必要なもの

- (1) 本人確認ができるもの
※ 被災証明書（写）で可、代理人が行う場合は不要
- (2) 被災証明書の写し
- (3) 国民年金受給権者支給停止事由消滅届（様式第252号）
- (4) 国民年金障害基礎年金被災状況届、特別障害給付金被災状況届または国民年金老齢福祉年金被災状況届
- (5) 保険給付等がある場合は、保険金・損害賠償金等が確認できる証明書（写）
- (6) 基礎年金番号が分かるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書など）

※ 代理人が申請（相談）する場合は、(1)を除く上記に加えて

- (7) 委任状
- (8) 代理人の本人確認ができるもの

15 後期高齢者医療保険の各証の再発行 (資格確認書、資格情報のお知らせなど) 後期高齢者医療保険料の減免・猶予 一部負担金の減免

お問い合わせ先 徳島市役所本庁 1階 保険年金課

電話 各証の再発行・保険料の減免・猶予：088-621-5157
一部負担金の減免：088-621-5159

1 後期高齢者医療保険の各証の再発行

火災等によって後期高齢者医療保険の各証（資格確認書、資格情報のお知らせなど）が焼失してしまった場合は、申請により再発行できます。

【必要な書類等】

- (1) 窓口に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
※ 火災で本人確認書類が焼失した場合は、事前にご相談ください。
- (2) 代理人の申請の場合は、委任状（要押印）が必要となります。

2 後期高齢者医療保険料の減免・猶予および一部負担金の減免

火災により住宅・家財等の財産に著しい損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料の減免・猶予や、一部負担金（病院での窓口負担）の減免ができる場合があります。詳しくは、保険年金課にお問い合わせください。

16 介護保険料・利用者負担額の減免

お問い合わせ先 市役所南館1階 高齢介護課

電話 介護保険料 : 認定・保険料係 088-621-5582

利用者負担額 : 給付係 088-621-5585

火災により住宅、家財等の財産に著しい損害があった場合は、介護保険料・利用者負担額が減免されることがあります。詳しくは、高齢介護課にお問い合わせください。

17 障害者手当特例措置

お問い合わせ先 障害福祉課
電話 088-621-5177

災害等により被害を受けた場合、特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当の特例措置を実施する制度があります。

1 申請場所

徳島市役所南館 1階 障害福祉課

※ 申請される場合は、事前にお問い合わせください。

2 申請できる方

次のいずれにも該当する方が特例措置の対象となります。

- (1) 各手当の受給資格者、配偶者または扶養義務者（同居の直系親族）であり、所得制限により各手当の支給が停止されている方
- (2) 住宅または家財等の財産について、被害額がおおむね2分の1以上（保険金、損害賠償等により補填された額を除く）の損害を受けた方

※ 被災された年の所得額が所得制限限度額以上であった場合、特例措置により支給された手当は全額返還となりますのでご注意ください。

3 必要な書類等

- (1) 申請者の身分証明書（運転免許証等）
※ 火災で身分証明書が焼失した場合は、事前にご相談ください。
- (2) 被災状況書
- (3) 被災証明書

18 母子父子寡婦福祉資金貸付

お問い合わせ先 こども家庭センター
電話 088-621-5122

母子・父子・寡婦世帯で被災された方が受けることができる制度があります。

1 受けることができる制度

- (1) 貸付を受けた方が、被災により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還の支払いを猶予することができる場合があります。
- (2) 住宅に被害を受けた方が、被災後1年以内に住宅資金、事業開始及び事業継続資金の貸付を受ける場合には、据置期間を延長することができる場合があります。
- (3) 子を扶養していない寡婦の方が、被災により生活の状態が著しく窮迫していると認められる場合には、貸付に係る所得制限の適用の対象外とすることができる場合があります。

2 申請できる方

母子、父子又は寡婦世帯で被災された方（借受人）

3 申請場所

こども家庭センター

住所：徳島市沖浜東2丁目16番地 ふれあい健康館3階 子ども健康課内

電話：088-621-5122

※ 申請される場合は、事前に上記課までお問い合わせください。

4 必要書類

被災証明書（写し可）、その他必要書類

5 決定機関

徳島県

19 児童扶養手当特例措置

お問い合わせ先 子育て支援課
電話 088-621-5194

災害等により被害を受けた場合、児童扶養手当の特例措置を実施する制度があります。

1 申請場所

徳島市役所本館3階 子育て支援課

※ 申請される場合は、事前にお問い合わせください。

2 申請できる方

次のいずれにも該当する方が特例措置の対象となります。

- (1) 児童扶養手当の受給者又は扶養義務者（同居の直系親族）で、所得制限により児童扶養手当の支給が停止されている方
- (2) 住宅又は家財等の財産について、被害額が概ね2分の1以上（保険金、損害賠償等により補填された額を除く。）の損害を受けた方

※ 被災された年の所得額が所得制限限度額以上であった場合、特例措置により支給された手当は全額返還となりますので、ご注意ください。

3 必要な書類等

- (1) 申請者の身分証明書（運転免許証等）
※ 火災で身分証明書が焼失した場合は、事前にご相談ください。
- (2) 被災状況書
- (3) 被災証明書

20 保育料の減免

お問い合わせ先 子ども保育課
電話 088-621-5193

火災により認可保育施設に入所している児童の住居等が著しい損害を受け、保育料を納付することが困難である場合には、保育料が減免されることがあります。

該当の方は、子ども保育課までお問い合わせください。

1 申請対象者

災害発生時、徳島市内の認可保育施設に入所中の児童がいるご家庭

2 保育料減免額

被害の状況や各ご家庭の保育料により異なります。

該当の方は上記お問い合わせ先までご連絡ください。

3 必要な書類等

- (1) 保育料減免申請書
- (2) 被災証明書 など

21 マイナンバーカードの再交付

お問い合わせ先 住民課
電話 088-621-5088

マイナンバーカードが焼失や、汚損・破損してしまった場合、再発行の申請が可能ですので、お手続きをお願いいたします。

1 申請受付場所

- (1) 徳島市役所本館 1 階 マイナンバーカードコーナーB
- (2) 徳島市内各支所

2 注意事項

申請してから受け取りまで1カ月程度かかります。

※ 特定の条件を満たすことで、最短1週間程度で再交付可能となる特急発行の制度が存在します。詳しくはお問い合わせください。

3 カードの再申請をする際に必要な書類

顔写真(縦4.5センチ×横3.5センチ) ※

※ 徳島市役所本館1階マイナンバーカードコーナーBで行っている顔写真の無料撮影をご利用になる場合、顔写真は不要です。詳しくはお問い合わせください。

4 カードを受け取る際に必要な書類

- (1) 本人確認書類 (詳しくは申請後に郵送される交付通知書をご覧ください)
- (2) 被災証明書 (あれば)
- (3) 再交付手数料 1000 円 (電子証明書を搭載しない場合は 800 円) ※

※ 再発行の事由が本人の責によらない場合、再発行手数料が無料となる場合がございます。詳しくはお問い合わせください。

22 印鑑登録（焼失・紛失時における印鑑の再登録）

お問い合わせ先 住民課

電話 088-621-5134

印鑑登録証や実印を焼失もしくは紛失した場合、登録する印鑑と顔写真付きの本人確認書類を持参すれば、印鑑の再登録ができます。

1 受付場所

- (1) 徳島市役所本館 1階 住民課
- (2) 徳島市内各支所

2 注意事項：次の場合、印鑑登録に日数がかかります。

- (1) 顔写真付きの本人確認書類を持参できない場合
- (2) ご本人が窓口に来られず代理人による再登録の手続きをする場合

3 必要書類等

- (1) 登録する印鑑
- (2) 顔写真付きの本人確認書類
- (3) 委任状（代理人申請の場合）

※ 登録手数料は必要ありませんが、同時に印鑑登録証明書を請求する場合は別途手数料が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

23 国民年金保険料の納付書・ 年金証書や基礎年金番号通知書などの再交付

お問い合わせ先 保険年金課
電話 088-621-5162

火災などにより国民年金保険料の納付書、年金証書や基礎年金番号通知書等を紛失した場合に再交付を受ける事ができます。申請後、日本年金機構から送付します。

なお、手続き内容によっては、年金事務所をご案内する場合があります。

1 申請（相談）場所 (1)、(2)のいずれか

(1) 徳島市役所本館 1 階（保険年金課国民年金係） 11 番窓口

(2) 日本年金機構（年金事務所）

徳島北年金事務所 徳島市佐古三番町 1 2 番 8 号 電話 088-655-0200※

徳島南年金事務所 徳島市山城西 4 丁目 4 5 番地 電話 088-652-1511※

※被保険者は自動音声②→②、受給者は自動音声①→②

2 申請（相談）できる方

(1) ご本人

(2) ご本人以外の方 ※原則として委任状が必要です。

3 申請（相談）に必要なもの

(1) 本人が申請する場合

本人確認ができるもの

※ 被災証明書（写）で可、代理による場合は不要

(2) 代理人が申請（相談）する場合は、

ア 委任状

イ 代理人の本人確認ができるもの

24 子ども医療費・ひとり親家庭等医療費受給者証 の再発行

お問い合わせ先 子育て支援課
電話 088-621-5194

災害等により子ども医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証が焼失・破損等した場合、再発行します。

1 申請場所

徳島市役所本館3階 子育て支援課

2 手数料

無料

3 必要な書類等

- (1) 申請者の身分証明書（運転免許証等）
※ 火災で身分証明書が焼失した場合は、事前にご相談ください。
- (2) 破損又は汚損の場合は、現在持っている受給者証

25 災害等により年金関係の郵便物が届かないとき 年金受給者である家族が亡くなったとき 年金受取銀行口座等を変更するとき などのご相談

お問い合わせ先 保険年金課
電話 088-621-5162

家屋の焼失などにより郵便物が届かないとき（現況届、生計維持確認届、年金請求書等）、年金受給者である家族が亡くなったとき、年金受取銀行口座等を変更するときなどの手続きについてもご相談いただけます。

なお、相談内容によっては、年金事務所をご案内する場合があります。

1 相談場所 (1)、(2)のいずれか

(1) 徳島市役所本館1階 11番窓口

(2) 日本年金機構（年金事務所）

徳島北年金事務所 徳島市佐古三番町1-2番8号 電話 088-655-0200（自動音声①→②）

徳島南年金事務所 徳島市山城西4丁目4-5番地 電話 088-652-1511（自動音声①→②）

2 相談できる方

(1) ご本人

(2) ご本人以外の方 ※原則として委任状が必要です。

3 相談に必要なもの

(1) 本人が相談する場合

本人確認ができるもの

※ 被災証明書（写）で可、代理人が行う場合は不要

(2) 代理人が相談する場合

ア 委任状

イ 代理人の本人確認ができるもの

26 市立図書館の貸出資料弁償免除

お問い合わせ先 はこらいふ図書館（徳島市立図書館）
電話 088-654-4421

火災によりはこらいふ図書館の貸出資料（図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料）を焼失した場合、弁償が免除されることがあります。

詳しくは、はこらいふ図書館にお問い合わせください。

1 申請場所

はこらいふ図書館

住所：徳島市元町1丁目24番地 アミコビル内

電話：088-654-4421

※ 申請される場合は、事前にお問い合わせください。

2 申請できる方

(1) 被災されたご本人（資料の貸出を受けた方）

(2) ご本人以外の方

※ 申請時に貸出を受けた方の利用状況を確認させていただきます。
ご本人の利用者カードがあれば持参ください。

3 必要な書類等

(1) 資料弁償免除願（図書館来館時に記入していただきます。）

(2) 公的機関が発行する被災証明書等の写し

27 暮らしの相談

お問い合わせ先 市民生活相談課
電話 088-621-5200・5129

市内在住の方などを対象に、さまざまなお悩みや疑問にお答えする無料の相談窓口があります。

1 相談場所

徳島市役所本館 1 階 市民生活相談課

2 相談できる方

市内在住の方など

3 相談内容等

別紙を参考にしてください。
(なお、弁護士相談は事前の予約が必要となります。)

令和8年度 徳島市暮らしの相談

徳島市内在住の方が対象です

(令和8年4月1日現在)

相談名	相談日時	内容	相談員
弁護士相談 ☆事前予約制 【相談時間は1人30分以内】	電話または来庁にてご予約ください 電話予約 621-5200, 5129 ☆下記の注意事項をご確認ください。 相談日 ⇒ 毎週水曜日・金曜日 13時から16時まで	相続、不動産売買、賠償問題、金銭貸借など法律の知識を必要とする相談	弁護士
司法書士相談	毎週月曜日・水曜日・金曜日 10時から12時まで	相続、登記、供託、訴訟などに関する相談	司法書士
行政書士相談	毎週火曜日 10時から12時まで	相続、遺言、離婚、農地、契約、営業許可、外国人のビザなどに関する相談	行政書士
公証人相談	毎月第3火曜日 13時から16時まで	遺言書、離婚に伴う養育費等の支払い合意書、任意後見等に係る公正証書作成の手続きに関する相談	公証人 (徳島公証役場)
社会保険労務士による年金相談	毎月第2木曜日 13時から16時まで	公的年金に関する相談	社会保険労務士
土地家屋調査士相談	毎月第1・第3木曜日 10時から12時まで	土地の境界、建物表示登記に関する相談	土地家屋調査士
不動産相談	毎月第2木曜日 10時から12時まで 毎月第4火曜日 13時から16時まで	不動産全般に関する相談	宅地建物取引士
住まいづくり相談	毎月第4木曜日 10時から13時まで	住宅の新築、改修、設計、融資制度など	専門相談員
行政相談委員相談	毎月第1月曜日 13時から15時まで	官公庁への苦情、要望、意見など	行政相談委員
交通事故相談	毎週月曜日・水曜日・金曜日 9時から15時30分まで	交通事故にともなう示談、賠償問題など	専門相談員
心配ごと相談	毎週月曜日～金曜日 8時30分から17時まで	家庭や生活での悩みごとなど	市職員
窓口(手続き)相談	毎週月曜日～金曜日 8時30分から17時まで	市役所・その他行政機関の窓口や手続きに関する問い合わせなど	市職員
<p>【ご注意ください】</p> <p>☆弁護士相談は事前予約制です。 相談希望日の2開庁日前までに、電話または来庁による予約をお願いします。 ☆各相談日の定員は6名で、定員になり次第締め切ります。</p> <p>※ 弁護士相談以外の相談は、予約の必要はありません。(相談日当日の先着順に受付します。) ※ 相談時間は原則1人30分以内です。 ※ 祝日や年末年始の休日などにより、相談日が変更となる場合があります。</p> <p>【お問い合わせ・予約は】 徳島市市民生活相談課 徳島市幸町2丁目5番地(徳島市役所1階) ☎621-5200 または ☎621-5129</p>			

28 その他の連絡先

1 火災保険

窓口：ご契約保険会社に連絡してください。

2 赤十字見舞金等

日本赤十字社徳島県支部では、火災に遭われた方に見舞金等を支給する制度があります。

詳しくは、日本赤十字社徳島県支部徳島市地区（徳島市役所健康福祉政策課）へお問い合わせください。

電話：088-621-5175

3 電気事業者

四国電力 徳島支店

徳島市寺島本町東2丁目29番地

電話：0120-564-552（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

4 電話事業者

NTT 西日本 お問い合わせ

【固定電話】 113

【携帯電話】 0120-444-113

受付時間：24時間受付

5 ガス事業者

ご契約ガス供給業者に連絡してください。

6 郵便局

お問い合わせ

【固定電話】 0120-23-28-86

【携帯電話】 0570-046-666

受付時間 全日 8:00～21:00

※ お問い合わせ内容により、受付時間が異なる場合があります。

7 預金通帳が焼失した場合

窓口：お取引のある金融機関に連絡してください。

8 パスポートが焼失した場合

窓口：徳島県パスポートセンター

(徳島市寺島本町西1丁目61 徳島駅クレメントプラザ6階)

電話：088-656-3554

9 運転免許証及びマイナ免許証が焼失した場合

(再交付手続き等)

窓口：徳島県運転免許センター

(板野郡松茂町満穂字満穂開拓1-1)

電話：088-699-0110

10 自動車等が焼損した場合

(1) 原動機付自転車など

窓口：徳島市役所本館2階 21番窓口

電話：088-621-5067

(2) 軽自動車など

窓口：徳島県軽自動車協会

電話：088-641-2010

(3) 普通自動車・二輪車など

窓口：徳島運輸支局

電話：050-5540-2074

11 所得税の確定申告(雑損控除)

相談センター：0570-00-5901 (ナビダイヤル)

窓口：徳島税務署

電話：088-622-4131

12 県営住宅への入居

窓口：徳島県住宅供給公社

(徳島市川内町平石住吉209-5)

電話：088-666-3125

徳島市消防局予防課

住所：徳島市新蔵町1丁目88番地

電話：088-656-1193